

■ 保険料の計算方法 (令和6年度)

保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

<div style="border: 1px solid #ccc; border-radius: 10px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>均等割 【1人あたり保険料】 52,953円</p> </div>	+	<div style="border: 1px solid #ccc; border-radius: 10px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>所得割 【本人の所得に応じた額】 (令和5年中の所得-最大43万円) × 11.79%</p> </div>	=	<div style="border: 1px solid #ccc; border-radius: 10px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>1年間の保険料 【限度額80万円】 (100円未満切捨)</p> </div>
--	---	---	---	---

- 1年間の保険料の上限は80万円です。
- 所得の少ない人は、世帯主や被保険者の所得に応じて保険料が軽減されます。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
- 前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。
- **保険料のお支払いが困難な場合は、小平町保健福祉課保険係へご相談ください。(☎56-2111)**
災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方については、保険料の減免を受けられる場合があります。

令和6年度には限度額と所得割額について【激変緩和措置】があります

- * 「令和6年3月末日までに75歳に到達して資格取得した方」及び「障害認定で資格取得した方」については令和6年度の賦課限度額を73万円とします。
- * 令和6年度の賦課のもととなる所得金額が58万円を超えない方については、所得割率10.92%として算定します。

令和6年度の保険料額は、7月に個別にお知らせします

■ 保険料の軽減について (令和6年度)

次の①～②に当てはまる被保険者の方は、保険料が軽減されます。

①均等割の軽減

- * 軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- * 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。
- * 昭和34年1月1日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額)	軽減割合	年間の均等割額	前年度比
43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)	7割軽減	15,885円	約318円増
43万円+(29万5千円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)	5割軽減	26,476円	約530円増
43万円+(54万5千円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)	2割軽減	42,362円	約849円増

※給与所得者等とは、以下のいずれかに該当する方となります。

- ・ 給与等の収入金額が55万円を超える方
- ・ 公的年金の収入金額が60万円(65歳未満)、125万円(65歳以上)を超える方

②被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減のための特別措置として、所得割がかからず、制度加入から2年を経過していない期間のみ、均等割が5割軽減となります。

(52,953円→26,476円)

※被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険等は含まれません。

◎問合せ先

北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601
小平町保健福祉課保険係 ☎56-2111